

丸山地区防災計画

平成27年3月作成

丸山まちづくり委員会

平成28年3月 改正

平成29年3月 改正

平成30年3月 改定

～ 目 次 ～

1	はじめに	2
2	計画の対象地区の範囲	2
3	基本的な考え方	3
	（1）基本方針（目的）	
	（2）活動目標	
	（3）長期的な活動計画	
4	地区の特性	4
	（1）自然特性	4
	（2）社会特性	5
5	防災活動の内容	6
	（1）防災活動の体制（班編成）	6
	（2）平常時の活動・事前の対策	7
	（3）発災直前の活動	12
	（4）災害時の活動	14
	（5）復旧・復興期の活動	16
	（6）市、消防、他団体、ボランティア等との連携	17
6	実践と検証	17
	（1）防災訓練の実施・検証	17
	（2）防災意識の普及啓発	18
	（3）計画の見直し	18
資料編		
	（1）丸山地区自治区自主防災規約	1-1
	（2）火災発生時の対応マニュアル	2-1
	（3）各町自主防災会組織図	3-1
	（4）施設整備事業の3か年計画	4-1

1 はじめに

丸山地区は昭和36年発生の一六災害で大きな土砂災害を被っています。風越山の風化花崗岩を背にした土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）もある地域であり、地域防災力向上、事前の防災対策を推進するため、自主防災組織の効率的活用をこの計画に定め地域内の災害に備えなければなりません。また定めた計画を全住民に理解推進のため、自主防災会本来の目的を常に住民に周知徹底することが重要であります。

2 計画の対象地区の範囲（平成29年9月末日現在）

丸山地区には、13町内で構成されておりますが最小町内では16世帯、最大の町内330世帯と著しく相違があり単一町内での自主防災組織の活動がままならない状況であり、住民相互の連携をもとに地区内では単独では2町内、その他町内を3町内と5ブロック制と位置づけて組織活動を行っています。

地区	ブロック	自治会（自主防災支部）
丸山地区 人口 3,531人 世帯 1,480戸	第1ブロック 【人口 752人、世帯 331戸】	今宮町1丁目 【人口 98人、世帯 52戸】
		今宮町2丁目 【人口 260人、世帯 114戸】
		今宮町3丁目 【人口 156人、世帯 56戸】
		今宮町4丁目 【人口 238人、世帯 109戸】
	第2ブロック 【人口 483人、世帯 224戸】	白山町1丁目 【人口 21人、世帯 11戸】
		白山町2丁目 【人口 73人、世帯 38戸】
		白山町3丁目東【人口 203人、世帯 95戸】
		白山町3丁目南【人口 186人、世帯 80戸】
	第3ブロック 【人口 875人、世帯 347戸】	丸山町1丁目 【人口 308人、世帯 124戸】
		丸山町2丁目 【人口 429人、世帯 170戸】
		丸山町3丁目 【人口 138人、世帯 53戸】
	第4ブロック 【人口 594人、世帯 244戸】	丸山町4丁目 【人口 594人、世帯 244戸】
	第5ブロック 【人口 827人、世帯 334戸】	滝の沢 【人口 827人 世帯 334戸】

3 基本的な考え方

(1) 基本方針（目的）

近い将来の南海トラフ巨大地震の被害想定や三六災害での大きな土砂災害等を被っている当地域にとって防災意識の高揚、自主防災組織の効率的活用は住民にとって重要な事柄です。「自分の命は自分で守る」さらには「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本的精神を各人が認識し、共有化することが大切です。

丸山地区も少子高齢化の進む中で自主防災会の組織体制強化が重要になり、自主防災会本来の目的を常に住民に周知徹底することが大切である。このためにあらゆる機会を捉えて交流を深めることにより地域が結束して暮らせる町を目指します。

(2) 活動目標

1. 防災訓練実施により防災意識の高揚、徹底を図り防災訓練への参加率80%を目指します。
2. 地区内の警戒区域、指定避難場所（地震・土砂災害の避難場所）の認識度100%を目指します。
3. 災害時に必要な非常食・非常持ち出し品の全戸備付けを目指します。
4. 各家庭の防災機器の充実推進、住宅火災警報器・消火器の全戸設置を目指します。
5. 災害時に避難行動要支援者に対する避難救助を組織的に定め実行可能な体制を作ります。
6. 防災リーダーの育成と自主防災組織の継続した活動を推進します。
7. 消防団・赤十字奉仕団と自主防災組織との連携・役割等を明確にし、災害時の活動をします。

(3) 長期的な活動計画

1. 住民一人ひとりの防災意識の高揚のため啓蒙活動と住民参加の防災訓練を行います。
2. 防災ハザードマップの有効活用（避難地、応急避難施設、指定避難場所）と地区内での実際活用できる方法を明確に定め住民の共有化を図ります。
3. 各家庭での災害時に家庭内の連絡方法・避難場所を打合せし明確にします。非常持ち出し品の備付け啓蒙活動を展開します。
4. 災害時に避難行動要支援者に対する避難方法を具体的に町内ごとに定めるとともに定めた救出メンバーが対応できない場合を想定した取り決めを地区防災組織ごとに定め固定化を図ります。
5. 防災リーダーの養成の研修等を実施し、自主防災組織の円滑化を図ります。
6. 防災資機材と無線機を年次整備計画により確実に整備をしていきます。

4 地区の特性

(1) 自然特性

ア 当地域で予測される自然災害

	災害の種類	発生時期	町名・集落
○	地震による家屋倒壊（1割以上）	地震発生時	全域
○	地震による火災延焼	地震発生時	全域
○	地震によるがけ崩れ	地震発生時	山麓区域
○	地震によるため池決壊	地震発生時	全域
○	地震による河道閉塞	地震発生時	全域
○	土石流	降雨時	全域
○	がけ崩れ	降雨時	山麓区域
○	大雪（積雪深 30 c m以上）	降雪期	全域

イ 災害発生予測場所における居住者・集落等一覧（別紙1-3）参照

災害種類	住所（集落名）	世帯主名	世帯人員
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	滝の沢		
	丸山町4丁目		
	今宮町4丁目		
浸水想定区域	白山町3丁目南		

ウ 土砂災害警戒区域等にある要援護者施設

区域の名称	所在地	施設名	施設の種類の
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	今宮町4丁目	今宮福祉企業センター	授産施設
	今宮町4丁目	通所授産施設「いずみの家」	授産施設
	今宮町2丁目	丸山保育園	保育施設
	今宮町2丁目	丸山児童センター	児童施設
	今宮町2丁目	ハートケア「蒼い風」	特養施設
	白山町3丁目東	ツクイ(株)飯田白山デイサービスセンター	福祉施設
	白山町3丁目南	ハートケア「蒼い風」	特養施設
	丸山町1丁目	やまゆり荘	福祉施設
	丸山町1丁目	(共同住宅)花の木荘	福祉施設
	丸山町1丁目	特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	福祉施設
	丸山町2丁目	風越保育園	保育施設
	丸山町4丁目	風越乳児院	乳幼児施設
	丸山町4丁目	風越寮	児童施設
	丸山町3丁目	風の丘丸山ホーム	特養施設

エ 浸水想定区域内要配慮者施設

河川の名称	所在地	施設名	施設の種類
源長川	白山町3丁目南	ハートケア「蒼い風」	特養施設

オ 過去の災害

いつ	災害名	場所	被害状況
昭和36年	三六災害	全地区	土石流による・1人死亡
昭和58年	土砂災害	今宮町4丁目	がけ崩れ・1人死亡

(2) 社会特性

ア 当地域で発生が予想される人為災害

	災害の種類	発生時期	町名・集落
○	長時間停電	強風、降雨、大雪	全域
○	大規模火災	通年	全域
○	大規模交通事故	通年	全域
○	大規模列車事故	通年	白山町1丁目、今宮町1丁目
○	道路寸断による孤立	通年	滝の沢(2-8)

イ 集落別高齢化率と生産年齢人口（平成29年9月末日現在）

集落名	人口	高齢化率		生産年齢人口	
		65歳以上人口	高齢化率	人口	割合
今宮町1丁目	98	43	43.9	46	46.9
今宮町2丁目	260	77	29.6	137	52.7
今宮町3丁目	156	54	34.6	84	53.8
今宮町4丁目	238	79	33.2	135	56.7
白山町1丁目	21	11	52.4	7	33.3
白山町2丁目	73	39	53.4	30	41.1
白山町3丁目東	203	52	25.6	128	63.1
白山町3丁目南	186	49	26.3	107	57.5
丸山町1丁目	308	91	29.5	177	57.5
丸山町2丁目	429	97	22.6	268	62.5
丸山町3丁目	138	40	29.0	84	60.9
丸山町4丁目	594	173	29.1	317	53.4
滝の沢	827	316	38.2	426	51.5

5 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制 [担当者名は資料編 別紙(3-1)参照]

役職・担当名 【担当者名】	発災直後の役割 “集合した人による”	応急期の役割 ～6時間後以降	平常時の役割
本部長	◎「2次被害、受傷事故の防止」 ①被害状況の把握 ②被害の概要を直ちに災害対策本部へ連絡。救助支援が必要な場合はその旨を連絡 ③避難施設の簡易応急危険度判定（外観→屋内） ④備蓄倉庫からの資機材運搬 ⑤避難所受付準備 ⑥避難所開設	指揮・意思決定	総括
副本部長		会長の補佐	会長の補佐
総務部長		全体把握、被害・避難状況の全体把握	全体調整、要配慮者の把握
情報担当部長		情報の収集・共有・伝達（状況把握、報告活動等）防犯巡回活動	情報の収集・共有・伝達、危険個所の巡回点検
食糧担当部長		地域の養成による食糧調達および配布、炊き出し活動	器具点検
給水担当部長		給水に関すること・給水活動	
資機材担当部長		防災資機材の調達、備蓄品の整備確認、応急修理の支援	資機材調達・整備 資機材、技術者との連携検討
避難所担当部長		避難誘者への対応物資配分、物資需要の把握	緊急時に備え、応急避難施設、指定避難施設地区別割振りの検討、避難者の把握、
救護・生活担当部長		救援物資の配布・負傷者の救出、救護活動	警察との連絡体制の検討
安否情報担当部長		住民支え合いマップによる要支援者の安否確認情報収集	避難困難者等の把握、情報収集確認
衛生・清掃担当部長		ごみ処理の指示防疫対策、し尿処理	ごみ処理対策の検討 仮設トイレの対策検討
市拠点班長		本部と連携し情報を飯田市災害対策本部へ報告	
防災アドバイザー		自主防災会への指導・助言	
事務局	各担当部門との調整応援		
ブロック長	ブロック内の各町との連携		

(2) 平常時の活動・事前の対策

ア 各世帯が取り組むこと

何を	いつ・いつまでに	誰が	どのように
3日分以上の水・食糧・生活物資の備蓄	日常的に実施	家事を担う者を中心に家族全員	家庭内流通備蓄の推進（購入→備蓄→消費）
避難場所・避難所の確認	4月の家族会議または、隣組の会議後	世帯主が呼びかけ	家族会議で場所を確認する。現地に徒歩で行動してみる
安否確認方法の確認	4月の家族会議または、隣組の会議後 防災訓練時（9月）	世帯主が家族に呼びかけ	伝言ダイヤル171の使い方。電話不通時のメモの書き方・置く場所の確認。定時集合場所の確認
自宅及びその周辺の災害リスクの確認	年に1回	家族全員	歩いて自宅敷地及びその周辺を確認
建物の耐震化	平成32年度までに	世帯主	無料の耐震診断後、資金計画を立案し実施
家具の転倒防止	今年度中	中学生以上	L字金具等による固定若しくは配置換え
ガラス飛散防止フィルム張り	3年以内	中学生以上	計画的にフィルム張りを実施
土のう袋、砂の備蓄	出水期前まで	世帯主	ホームセンター等で土のう袋を購入。砂を確保できる場所の事前確認

イ自治会・隣組として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
地震発生時の一時避難場所の決定と周知	防災訓練の1ヶ月前までに	各町自主防災会長、自治会長又は組長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する。決定後、隣組内へ通知やチラシで周知
土砂災害・浸水害時の避難場所の決定と周知	出水期前まで	各町自主防災会長、自治会長又は組長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する。決定後、隣組内へ通知やチラシで周知
安否確認手段の確認と訓練	防災訓練の1ヶ月前までに	各町自主防災会長、自治会長又は組長	隣組としての安否確認方法を検討して決定する。訓練で実際に実施。
各世帯で実施する事項の進捗状況確認	防災訓練	各町自主防災会長、自治会長又は組長	避難場所や情報伝達方法、7日分以上の備蓄等について実施状況を訓練参加者に確認する。
避難行動要支援者の把握と支援者の決定	防災訓練	各町自主防災会長、自治会長又は組長	隣組及び近隣の避難行動要支援者を隣組内からの情報提供により把握する。その後会議を開き支援者を決定する。

助けあいマップ若しくは要支援者個別計画の策定	防災訓練	各町自主防災会長、自治会長又は組長	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する。
災害種別に応じた避難経路の検討（2ルート以上）	防災訓練	各町自主防災会長、自治会長又は組長	様々な災害を想定して、2ルート以上の避難ルートを検討する。

ウ 地区として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
指定避難場所、指定緊急避難所の安全性の確認とその対応	防災訓練1ヶ月前までに	各町自主防災会役員、本部自主防災会役員	地震、土砂災害、浸水害の別に構造やハザードマップ等を用いて安全性を確認。
避難所開設・運営に関する訓練	防災訓練時	各町自主防災会役員、本部自主防災会役員をはじめとした住民	市防災倉庫内にある資機材を用いて避難所開設・運営訓練を行う。避難所運営マニュアルも参照する。
助けあいマップ若しくは要支援者個別計画の策定	防災訓練の1ヶ月前までに	各町自主防災会役員、本部自主防災会役員、健康福祉委員	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する。
災害種別ごとに発災及び状況付与された総合防災訓練の実施	毎年防災の日前後に	全住民	実働型の訓練を組み合わせ、状況設定をして、その周知をして訓練実施。事前に被害予測を説明する。
実働に特化した訓練の実施(情報伝達、救助、救護、避難所開設・運営、消火等)	毎年防災の日前後に	全住民	それぞれの分担に合わせて立案から実施までを取り組む。訓練当日は住民の参加を促す工夫をする。
災害対応資機材の備蓄及び使用方法の周知・訓練	防災訓練、地域行事	各町自主防災会役員、本部自主防災会役員、住民	資機材を利用する機械に操作方法の習得や、内容物の点検を行う。
用水路、河川の清掃	出水期前	住民	水路のつまりやゴミの除去の実施
防災教育・学習の普及啓発	年に2回	住民、各町自主防災会役員、本部自主防災会役員	自主防災会役員向けの研修会を総会に合わせて実施。住民向けのビデオ鑑賞や研修会を実施。

エ 備蓄資機材の整備計画（3年計画は別紙）

No.	区分	品名	既設数量	目標数量	備考
1	情報伝達用具	本部看板	1	1	
2		スピーカーセット	1	1	
3		電気メガホン	9	15	
4		無線機	13	13	
5	消火用具	ファイヤーレンジャー	0	10	山林火災想定地区
6		消火器（消火器格納庫）	52	50	
7		初期消火用具（ホス3本、管鎗等）	4	12	
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	7	12	
9		チェーンソー	0	12	
10		救助用工具セット	0	12	
11		ハンマー	5	12	
12		カケヤ	0	12	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	0	12	
14		一輪車	7	12	
15		リヤカー	4	10	
16		油圧ジャッキ	1	12	
17		チェンブロック	0	12	
18		ウインチ	0	12	
19		レスキューキット（リュック型）	0	12	
20	救護用具	救急セット 50	1	6	
21		担架	12	11	
22		レスキューボード（簡易担架）	0	12	
23	避難所運営用具	コードリール	21	85	
24		投光器	25	51	
25		発電機（静音型）0.8kVA	13	84	
26		炊飯器・釜（3～5升炊）	4	34	
27		ガスボンベ	11	34	
28		防災テント	15	34	
29		防水シート（2間×3間）	170	170	
30		防災ヘルメット	146	356	
31		簡易トイレ	35	142	
32		毛布	0	712	
33		簡易ベッド	0	178	
34		車椅子	1	16	
35		バルーン投光器	2	2	
36	給水用具	浄水器	1	1	
37	浸水害用品	土のう	360	360	

オ 地区防災備蓄倉庫一覧

(ア) 整備済の防災備蓄倉庫（備蓄場所）

No.	倉庫名称	所在地	主な備蓄品	管理者 (鍵管理者)
1	丸山小学校防災備蓄倉庫	今宮町2丁目 113-1	毛布、食糧品、発電機、 投光器ほか	飯田市（丸山まち づくり委員長、 丸山自治振興セン ター長、丸山小学 校教頭）
2	今宮町2丁目自治会	今宮町2丁目 111-6	テント2基、二輪車3台 担架・発電機、簡易トイレ他	自治会長
3	今宮町3丁目自治会	今宮町3丁目 自治会館内	発電機1、投光器3、担架 2、消火器1、ヘルメット3	自治会長
4	今宮町4丁目自治会	今宮町4丁目 集会所	消火ホース、ヘルメット エンジン、担架、テント 脚立、投光器、ガスボンベ、	自治会長
5	白山町1. 2丁目 総合リホーム倉庫	上郷黒田 1865-3	テント1基	自治会長
6	白山町3丁目東 防災倉庫	白山町3丁目 東12-5	発電機（ガス）1、投光器、 炊飯器、コードリール他	自治会長
6- 1	白山町3丁目東 防災倉庫	白山町3丁目 東12-5	発電機（ガソリン）1、担架 1、リヤカー1、防水シート 3	自治会長
7	白山町3丁目南 防災倉庫	白山町3丁目 南 6-2	テント、発電機 他	自治会長
8	丸山町1丁目 防災倉庫	丸山ふれあい 広場	担架2、テント1、バケツ 3、シート5、保安帽8	自治会長
9	丸山町2丁目 防災倉庫	丸山町2丁目 6725-19	発電機、投光器、担架2、 テント2	自治会長、 副自治会長
10	丸山町3丁目 防災倉庫	丸山町3丁目 集会所内	担架、発電機、テント、 一輪車、延長コード他	自治会長
11	丸山町4丁目 防災倉庫	丸山町4丁目 若葉公園内	発電機、簡易トイレ、リカー、 一輪車、テント、投光器、梯 子、刈払機、油圧ジャッキ、ヘル メット他	自治会長
12	滝の沢防災倉庫	滝の沢 6991-10	担架2、発電機1、投光器 5、アルミリアカー、土のう 袋	自治会長

			車載広報用アンプ、車載広報用トランペットスピーカー、消火器 2	
13	丸山自主防倉庫	今宮町 4 丁目 5610-2	浄水器 1、担架 1、防水シート、発電機 1、テント 5、バルーン投光機 1、避難所表示看板 15、スピーカーセット (ワイヤレスマイク (2)) 1	自主防災会長

カ 避難所等

No.	区分	名称【鍵管理者】	所在地	電話	受入人数	災害種類
1	指定避難施設	丸山小学校体育館	今宮町 2 丁目	22-0580	100 人	地・土・水
2	応急避難施設	丸山公民館	今宮町 4 丁目	23-5872	100 人	地・土・水
		みなみ信州農協飯田支所	今宮町 2 丁目	22-5040	30 人	地・土・水
		丸山保育園	今宮町 2 丁目	22-2077	20 人	地・土・水
		今宮町 2 丁目集会所	今宮町 2 丁目		30 人	土・水
		丸山団地集会所	今宮町 2 丁目		50 人	土・水
		今宮町 3 丁目自治会館	今宮町 3 丁目		30 人	土・水
		今宮福祉企業センター	今宮町 4 丁目	22-3536	30 人	土・水
		今宮町 4 丁目集会所	今宮町 4 丁目		40 人	土・水
		丸山南部集会所	今宮町 2 丁目		20 名	土・水
		白山町 3 丁目東集会所	白山町 3 丁目東		20 人	土・水
		白山町 3 丁目南集会所	白山町 3 丁目南		40 人	土・水
		享保会事務所	丸山町 1 丁目	22-2389	50 人	土・水
		風越保育園	丸山町 2 丁目		50 人	地・土・水
		丸山町 3 丁目集会所	丸山町 3 丁目		30 人	土・水
		丸山町 4 丁目集会所	丸山町 4 丁目	24-4988	20 人	地・土・水
		風越山麓研修センター	丸山町 4 丁目		50 人	地・土・水
		滝の沢自治会館	滝の沢		100 人	土・水
3	一時避難地	丸山小学校グラウンド	今宮町 2 丁目		1000 人	地・水
		丸山なかよし公園	今宮町 2 丁目		150 人	地・水
		今宮公園	今宮町 3 丁目		150 人	地・水
		白山みなみ公園	白山町 3 丁目南		200 人	地・水
		滝の沢公園	滝の沢		200 人	地・水
		丸山ふれあい広場	丸山町 1 丁目		50 人	地・水
		かざこし公園	丸山町 2 丁目		50 人	地・水
		かざこし子どもの森公園	丸山町 4 丁目		200 人	地・水
		押洞駐車場				
4	広域避難地	市営今宮球場	今宮町 4 丁目	23-6872		地
		風越山麓公園	丸山町 4 丁目			地

(3) 発災直前の活動（気象注警報発表・前兆現象の始まりから発災まで）

ア 情報収集・共有・伝達体制

(ア) 前兆現象等の連絡・報告

順位	誰がどこへ	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	前兆現象発見者→市役所危機管理室	前兆現象の状況（いつ、どこで、どのような状況か）	電話連絡
②	前兆現象発見者→自治会長（防災会長）→住民	自治会長（防災会長）は情報受理後、直ちに自主避難を呼びかける。避難を開始。	電話、若しくは直接口頭
③	①→消防・警察・消防団・自治振興センターへ連絡	前兆現象の状況及び避難情報 発出見込み情報	電話
④	自治会長→まちづくり委員会 会長→自治振興センター	地区内の状況を集約し共有化	電話、不通時は地区で配備した無線機

※災害対策基本法 抜粋

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

(イ) 状況把握（見回り、住民の所在確認）

何を	いつまでに	誰が	どのように
河川の状況確認	警戒水位に達するまで	各町自主防災会役員、 河川付近の住民	2名以上で身の安全を確保しながら、堤防の状況等を確認
急傾斜地の状況確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報が発表されるまで	消防団、各町自主防災会役員、レッドゾーン住民	2名以上で身の安全を確保しながら、前兆現象の有無確認
用水路の確認（つまり等）	降雨が強くなるまで	用水路付近の住民、防災会長	2名以上で身の安全を確保しながら、詰まりがないことを確認
住民の所在確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報発表直後	自治会長・防災会長	2名で近隣住民の所在を確認し、危険を感じた場合は避難を促す

(ウ) 避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）伝達方法

振興センター長は→対象地区の自治会長へ情報を連絡、

受けた自治会長は→レッドゾーン住民へ連絡をとる。

自治会長また必要に応じ→自主防災役員に連絡→住民

(ア) 土砂災害・風水害・大雪等

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
1	自治振興センター→各自治会長→防災会長	避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示） 避難所開設情報	電話連絡、不通時は地区で配備した無線機
2	自治会長 →レッドゾーン居住者	〃	電話、若しくは直接口頭
3	自治会長→自主防災役員	〃	電話、若しくは直接口頭
4	自主防災役員→地区住民	〃	電話、若しくは直接口頭
5	自主防災役員→避難行動要支援者（助けあいマップ要支援者）	〃	電話、若しくは直接口頭

(イ) 地震

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター→自治会長	避難情報（避難勧告・避難指示）避難所開設情報	電話連絡、不通時は地区で配備した無線機
②	①→組長	〃	電話、若しくは直接口頭
③	②→レッドゾーン居住者	〃	電話、若しくは直接口頭
④	②→地区民全員	〃	電話、若しくは直接口頭・拡声器
⑤	④→避難行動要支援者（助けあいマップ要支援者）	〃	電話、若しくは直接口頭

ウ 防災気象情報の確認

何を	いつまでに	誰が	どのように
大雨注意報	発表直後、直ちに確認	住民全員	テレビ、ラジオ等からの情報
大雨警報	発表直後、直ちに確認	同上	同上
土砂災害警戒情報	発表直後、直ちに確認	同上	エリアメール、いいだ安全安心メール、同報系防災行政無線、安心ほっとライン等
大雨特別警報	発表直後、直ちに確認	同上	同上

(4) 災害時の活動

ア 身の安全確保（地震）

何を	いつまでに	誰が	どのように
ダンゴムシのポーズ (シェイクアウト)	緊急地震速報が流れたら直ちに実施。揺れが収まるまで。	全住民	身を小さくし、頭を守り、動かない。
一時避難場所への避難	揺れが収まったら、最寄りの一時避難場所へ集合する	全住民	隣組ごとに集まり、安否確認をする。

イ 身の安全確保（風水害、土砂災害）

何を	いつまでに	誰が	どのように
安全な場所への避難 (水平避難)	土砂災害が発生する前の安全な状態のうちに。	危険を感じた全住民 避難情報発令対象地区の住民 土砂災害特別警戒区域の住民	動きやすい服装、運動靴で安全な場所へ移動する
やむを得ず高いところへの避難（垂直避難）	別の場所へ避難することが危険な場合	同上	建物の2階以上の山から離れた部屋に移動する。

ウ 出火防止、初期消火

何を	いつまでに	誰が	どのように
通電火災の防止	揺れが収まり、一時避難所へ向かうとき	全世帯	ブレーカーを遮断
初期消火	天井に炎が到達するまで	協力できる頑健な住民	消火器による初期消火 初期消火用具による放水

エ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難行動要支援者への支援	災害発生前後	自主防災会役員、予め定めた支援者若しくは隣近所の住民	要支援者の自宅に出向き安否を確認。避難が必要であればその支援をする。
隣近所の安否確認	災害発生前後	自主防災会役員、組長及び全住民	各戸の居住状況の確認及び垂直避難の呼びかけ
倒壊家屋等からの救助	被災後直ちに	自主防災会役員、隣近所を中心とした住民	救助用資機材及び2人以上の人員を確保し、2次災害に留

			意しながら救助活動を行う
--	--	--	--------------

オ 情報収集・共有・伝達

何を	いつまでに	誰が	どのように
安否の確認	被災直後、出来るだけ早く。	自治会長、または自主防災会長、組長及び全世帯	各戸の状況を組長が把握。自主防災会長へ連絡し、最終、自治振興センターへ。「全員無事」も重要な情報
被害の状況 (ライフラインを含む)	被災直後、出来るだけ早く。	同上	いつ、どこで、誰が、どういう状況か、支援の必要の有無を、自治振興センターへ伝達する。「人命・住家」に関する情報を優先する。
避難生活に関する情報	避難所開設後、随時	自主防災会長、避難所担当部長	現在不足しているもの、将来的に発生するであろう課題に対する要望について情報収集をする。在宅避難者のニーズ把握も忘れない。

カ 物資の仕分け、炊き出し

何を	いつまでに	誰が	どのように
物資の仕分け	物資が避難所に到着した時から	資機材担当部長、避難所担当部長 救護担当部長	避難施設内に物資を置く場所を確保。 避難者へ配分するもの、希望者のみに配布するもの等を区別。 男女の性差に応じた配布時の配慮を。 配布等については、情報の開示に特に配慮を。
炊き出し	被災直後、最初の夜までに1回は行う。以降、物資の状況に合わせて、1日朝・夜の2回を目安。	赤十字奉仕団とボランティア	区長又は自治会長の要請を受けて、炊き出しを実施。食材・燃料の確保状況を鑑みながらメニューを立案。

キ 避難所運営、在宅避難者への支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難所の開設	避難所開設指示受理後直ちに、又は被災後直ちに	本部自主防災会役員及び早期に来た住民	チェックシートによる施設の安全確認。施設の清掃、利用スペースの確認、資機材の準備
避難所の受付	施設の安全が確認され、準備が整ってから	本部避難所担当部長	開設準備及びルールが決定後、受付名簿により避難者を把握
避難所の運営	被災直後から概ね3ヶ月	本部自主防災会役員（女性を含めること）	長期間に及ぶ場合は、運営ルールを決定する。物資の配分、炊き出しや清掃、防犯など役割をみんなで担う
在宅避難者への支援	被災後からライフライン復旧（1ヶ月）まで	同上（在宅避難者にも役割を担ってもらおう）	飲料水、食糧等を求めに来るため、配分等に在宅避難者も協力してもらおう。登録は必須。

(5) 復旧・復興期の活動

ア 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
心のケア	安定した生活が送れるようになるまで	隣近所でお付き合いのある住民	日常的な声かけ、あいさつのほか、話し相手となること
情報の提供・共有・わかりやすい説明	同上	同上 避難所等運営している顔の見える関係のある者	先の見通しや、支援に関する制度がわからないことが予見。誰にでもいつでもわかる情報共有を！

イ 関係者の連携による速やかな復旧・復興

何を	いつまでに	誰が	どのように
復興計画策定に向けた地元意見の集約	計画策定中	まちづくり委員会の役員	市が策定する復興計画への意見の集約や提案をワ

			ークシヨップなどの手法を用いて取りまとめる。
仮設住宅の予定地を予め決めておく	災害発生前までに	市、まちづくり委員会	各地区の被害予測から仮設住宅の必要見込みを検討し、適地を予め登録しておく

(6) 市、消防、他団体、ボランティア等との連携（平常時～復興まで）

何を	いつまでに	誰が	どのように
危険箇所の把握	平常時	市、自主防災会、消防団	ハザードマップを用いて現地確認
初期消火活動	平常時～応急期	消防団、自主防災会	資機材の点検を兼ねて放水等の訓練を実施
炊き出し	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、	材料の調達、資金負担、役割分担等を予め確認。訓練も実施
ボランティア活動	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、社協	ボランティアセンターの立上げやニーズの把握、ボランティアの受入等多岐にわたる内容を予め訓練等で調整

6 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難訓練	毎年1回（9月）	本部自主防災会 自主防災会役員 全住民、	災害別に、いつ、どこへ、どこを通過して避難するか、実働する
避難場所・避難路の確認訓練	同上	同上	災害別にどこが安全か確認する
避難行動要支援者把握訓練	同上	同上	近隣の避難行動要支援者の把握と、声掛け
安否確認訓練	同上	同上	一時避難場所での安否確認訓練
避難所開設訓練	同上	同上	避難所を開設するための資機材の運搬、受付開設の訓練
避難所運営訓練	同上	同上	物資の確保、情報の共有、炊き出し等の実動型の訓練。避難所体験も行うと良い。
消火訓練	同上	同上	初期消火をいち早く行うための訓練

給水・給食訓練	同上	同上	給水活動や炊き出しといった訓練
救命救護訓練	同上	同上	医師と連携トリアージ訓練や、赤十字救急法による軽症者の手当
資機材取扱訓練	同上	同上	様々な防災資機材の使い方を習得
情報伝達・収集訓練	土砂災害 6月	同上	災害の概要をいかに早く把握し、住民や関係機関と共有するか。
	地震災害 9月	同上	

(2) 防災意識の普及啓発

何を	いつまでに	誰が	どのように
家族での話し合い	季節ごとに1回	家族ごと	夕飯時に、どこが危険か、どこへいつ避難するか、安否確認はどうやって行うかを話し合う
地域での話し合い	自治会ごと年1回	自治会役員	危険箇所、避難場所、事前対策、応急対応について話し合い
地域イベントでの防災要素の取り入れ	通年	各役員	様々なイベントで、防災要素を1つは組み入れていく
研修会・講演会の開催	区単位で年1回	全住民	防災知識を高めるため、講師を呼び学習機会を設ける
被災地の視察、教訓を学ぶ	年1回	自主防災役員	他地域の被災状況や教訓を学び、自らの地域に役立てる。自身の地域の災害伝承についても学ぶ
防災に関するパンフレット、チラシの配布	年1回	全戸	家庭内備蓄を進めたり、家具の転倒防止を推進するためのチラシやパンフレットを配布する。
防災ゲームの実施	年1回	全住民のうち希望者	クロスロード、避難所運営ゲームといった防災ゲームを取り入れます。

(3) 計画の見直し

何を	いつまでに	誰が	どのように
地区防災計画	毎年2月末までに	自主防災会役員	1年間の訓練や活動実績を踏まえて、実態に則した計画の見直しを行う。
地区防災マニュアル (風水害編)	今後作成予定	同上	市の作成マニュアルにより
地区防災マニュアル (地震編)	今後作成予定	同上	市の作成マニュアルにより
地区防災マニュアル	今後作成予定	同上	市の作成マニュアルにより

(雪害編)			
避難所運営マニュアル	今後作成予定	同上	市の作成マニュアルにより